

長崎への平和派遣に親子で参加してみませんか



▲昨年の広島への派遣から

平和祈念式典への参列・施設見学・交流等を通して戦争の悲惨さを知り、平和の尊さへの認識を深めます。派遣された方には、報告書の作成、報告会での発表(10月開催予定)など、区の平和事業にご協力いただきます。

【派遣期間】8月8日(水)~10日(金)(2泊3日)

【対象】29年4月1日以降、引き続き区内在住の小学4年生~中学3年生と保護者、7組14名(これまで平和派遣に参加していない方)

【費用】行程に含まれる交通費、宿泊費は区が負担、食事代の一部は各自負担。

【申込み】所定の申込書(裏面の原稿用紙に「平和派遣参加に期待すること」がテーマの保護者の作文(500字程度)を記入)を、5月7日(月)~21日(月)に総務課総務係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎3階)☎(5273)3505へ郵送(必着)またはお持ちください。申込書は同係・特別出張所・地域センター・生涯学習館・子ども総合センター(新宿7-3-29)・男女共同参画推進センター(ウイズ新宿、荒木町16)で配布しています。電子申請(新宿区ホームページからリンク)も利用できます。

※派遣者は新宿区平和派遣選考会で選考し、結果をお知らせします。作文等は選考以外には使用しません。前回の長崎派遣(28年度)の報告書を希望する方は、総務課総務係にご連絡ください。

区営住宅入居者募集

●募集案内の配布は5月18日(金)から【募集戸数】22戸

【申込資格】区内在住で住宅に困り、世帯の収入が所得基準内(右表)の方。詳しくは、募集案内をご覧ください。募集案内は5月18日(金)~28日(月)に住宅課、区政情報センター(本庁舎1階)、区役所第1分庁舎1階受付、特別出張所、区立中央・四谷・鶴巻図書館(施設の休館日を除く)で配布します。5月18日(金)からは新宿区ホームページからも取り出せます。

●優遇抽選制度
次に該当する方で希望する場合

は、1件の申し込みにつき抽選番号を2つ割り当てます。

▶23年5月以降の募集で「高齢者単身者向」または「障害者単身者向」の住宅に申し込み、同一種別の住宅で3回以上落選、▶27年5月以降の募集で「シルバーピア単身者向」の住宅に申し込み、3回以上落選

【申込み】募集案内に折り込みの申込書を郵送で住宅課区立住宅管理係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階)☎(5273)3787へ。5月29日(火)までの消印で、5月30日(水)までに届いたものに限り受け付けます。

一般世帯	家族数	年間所得金額基準
	単身	0~189万6,000円
	2人	0~227万6,000円
	3人	0~265万6,000円

障害者等の世帯	家族数	年間所得金額基準
	単身	0~256万8,000円
	2人	0~294万8,000円
	3人	0~332万8,000円

※所得金額は所得税法上の所得金額をいい、給与所得控除後または必要経費控除後の前年中の所得金額です。計算方法は募集案内をご覧ください。
※家族数には申込者本人を含みます。家族数が4人以上の場合は、1人につき38万円を加算してください。

納期限は5月31日(木) 軽自動車税の納税通知書をお送りします

軽自動車税は、毎年4月1日現在、区内を定置場として原動機付自転車、小型特殊自動車、オートバイ、軽自動車を所有している方が納める税金です。30年度の納税通知書を5月10日(木)に発送します。

●納めることができる窓口
金融機関、コンビニエンスストア(納付書裏面に記載)、特別出張所・区税務課の窓口(「モバイルレジ」でも納めることができますが、領収証は発行できません。領収証や軽自動車の継続検査用(車検)の納税証明書が必要な方は、窓口等で納めてください)

●30年度グリーン化特例(軽課税)

軽自動車(三輪・四輪)のグリーン化特例(軽課税)が、30年度も適用されます。30年度は、29年4月1日~30年3月31日に新規取得した排ガス性能・燃費性能の優れた環境負荷の小さい新車を対象です(29年度の適用車両を除く)。



【問合せ】税務課収納管理係(本庁舎6階)☎(5273)4139へ。

地域ささえあい活動助成金(第2期)助成団体の募集

区社会福祉協議会が、共同募金を主な財源に、地域の皆さんの活動を応援します。

【対象団体】区内で活動する、福祉団体、町会・自治会、市民活動団体、当事者団体ほか

【対象事業】30年7月1日以降に実施する、▶地域福祉の視点が盛り込まれた行事や活動、学習会、▶地域で

の支え合い・助け合い活動、▶ふれあい・いきいきサロンの運営、▶障害者・難病患者などの当事者団体の活動ほか

【申込み】事前連絡の上、所定の申請書等を5月21日(月)までに同協議会法人経営課(高田馬場1-17-20)☎(5273)2941へ直接お持ちください。要綱・申請書は同協議会で配布するほか、同協議会ホームページ(<http://www.shinjuku-shakyo.jp/>)からも取り出せます。要綱や助成対象費用の一部に変更があります。詳しくは、お問い合わせください。



▲民生委員・児童委員イメージキャラクター「ミンジー」

みんなでつくろう 地域のつながり 支え合い

あなたのまちの民生委員・児童委員

◆民生委員・児童委員とは

民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。任期は3年です(再任も可)。全ての民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねていて、子どもたちの健全育成を支援しています。給与は支給されず、ボランティアとして活動し、個人の人格を尊重し、秘密を守ることが法律で義務付けられています。

民生委員・児童委員は、福祉の仕事に理解と熱意があり、地域の実情に詳しい方です。担当の区域を持ち、地域の中でさまざまな役割を担っています。

区では4月1日現在、296名の民生委員・児童委員が、地域で活動を行っています。

◆主任児童委員とは

子育てを社会全体で支える「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」を進めるために、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名されます。担当の区域を持たず、民生委員・児童委員と連携しながら、子どもや子育てに関する支援を専門に担当しています。

▼昨年のパレードから



平成30年は東京の民生委員制度誕生100周年です

制度100周年記念活動PRイベント

100周年の節目を機に、民生委員・児童委員が、多くの関係機関と連携しながら活動していることを広くお知らせするため、イベントを実施します。

新宿通りをパレード 【日時】5月13日(日)午前10時40分~11時20分
【会場】新宿通り(新宿三丁目交差点~JR新宿駅東口広場)

民生委員・児童委員活動紹介パネル展 【日時】5月13日(日)~15日(火)午前10時~午後7時(15日(火)は午後4時まで)

【会場】新宿駅西口広場イベントコーナー

地域でこんな役割を担っています 民生委員・児童委員・主任児童委員

子どもの健全育成や安全を守る取り組みを行っています

関係機関と協力して、子育ての支援や虐待防止、犯罪被害から子どもを守る活動などに取り組んでいます。

福祉関係機関や団体につながります

福祉サービスなどの情報提供や、必要に応じて地域の専門機関への橋渡しを行っています。

【地域の専門機関】福祉事務所、保健センター、高齢者総合相談センター、子ども家庭支援センター、学校、社会福祉協議会ほか

地域福祉の推進に協力します

孤独死や消費者被害の防止、災害に備えた見守りなどの地域の福祉課題に、関係団体と協力して取り組んでいます。

生活上のさまざまな相談をお受けします

一人暮らしの不安や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、不登校やいじめ、失業や経済困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じています。

地域をいつも見守っています

一人暮らしの高齢者や障害のある方の安否確認、子育て世帯への訪問など、地域の現状を把握し、見守り活動をしています。

